

# フィリピンにおける戦犯裁判と被告人

——戦犯とフィリピンの戦争被害——

宇田川 幸大

## 目 次

はじめに

### 1. 刑死者たちの思索

- (1) 裁判への反感と「帝国意識」
- (2) 賠償と日本の「戦後」をめぐって
- (3) 戦争犯罪，軍事裁判とは何か

### 2. 生き残った人びとと裁き——「事件調査票」の分析から

- (1) 裁判の受け止め方
- (2) 「調査票」にみる日本の戦争と日本軍
- (3) 日本国家，社会への視線
- (4) 国家による補償の要求とフィリピンへの賠償をめぐって  
おわりに

## はじめに

アジア太平洋戦争において、フィリピンは極めて大きな犠牲を払わされた。「バタアン死の行進」、マニラ戦における日本軍の残虐行為など、フィリピンの人びとにとっては忘れがたい、今なお語り継がれる事件も数多く存在する。被害の実態を正確に明らかにすることは困難だが、死者約111万人、損害額58億5000万ドルという推計もある<sup>1)</sup>。

---

1) 歴史教育者協議会編，大日方・山田・早川・石山著（2012）196頁。

1951年9月、日本と48か国との間でサンフランシスコ平和条約が調印され、翌年の4月28日に同条約が発効、日本の占領は終了した。だが、こうした日本の国際社会への復帰は、戦争の被害者からみた場合、納得のいくものではなかった。1940年代半ばから50年代前半にかけて、日本を事実上単独で占領していたアメリカは、これ以上対日占領で費用がかさむことは避けたいという思いがあった。冷戦に対応して、日本を早く経済復興させて自身の陣営に引き入れたいという思惑もあった。懲罰から経済復興へ――、こうした占領政策の転換のなかで、サンフランシスコ平和条約は日本にとって極めて寛大なものとなった。

アメリカ主導で作られた条約には、日本側の戦争責任に関する具体的な記述はない。また、連合国の賠償請求権も放棄されるという形が採られている（第14条b項<sup>2)</sup>）。日本にとって極めて寛大な内容となったこの条約に、フィリピンは反対だった。彼らはいくまでも日本に金銭賠償を求める意向だった<sup>3)</sup>。

本条約へのフィリピンの失望感は極めて大きかった。1951年9月7日、サンフランシスコ講和会議の第6回総会において、フィリピン代表のカルロス・P・ロムロはこう述べている。

私は、ここで、日本の最も近い隣国の一<sup>マ</sup>であり、不釣合に重大な破壊を受け、日本のために損害を受けた国を代表して述べているのであります。千八百万の人口のうち、われわれは百万以上の生命を失いました。生命の損失の他にわが国民は未だに癒されない程深い精神的傷手<sup>マ</sup>を蒙りました。四年間に亘る野蛮な占領と侵略者に対する不断の抵抗

---

2) サンフランシスコ平和条約の締結と賠償については、内海（2010）を参照。また、当該期の対日占領政策については、日暮（2008）を参照。

3) 内海（2010）。

の後、わが国民経済は完全に破滅し去つたのであります。フィリピンがその地域と人口に比して、アジアで最も大なる惨禍を受けた国であるということは異議を挟む余地のないところであります。〔中略〕

フィリピン国政府は本条約第十四条(a) 1項の賠償条約には不満であります。〔中略〕本条約で認められているこの領土の割譲と在外財産の没収に関して、重要な事実、受益国は殆どすべて大国であるということであります。他方、日本によつて破壊され占領された小国がその損害を補償され得る唯一の方式たる賠償の支払は、本条約によつて厳格に制限されているのであります。

従つて、要するに、本条約は小国の要求に関しては事実、寛容の条約であるが、大国の要求に関しては明かに懲罰の条約であると言つてよいであります。〔中略〕

日本の国民所得は占領開始以来絶えず増加してきました。〔中略〕人口八千三百万として、日本は千九百五十年には約一二五弗の一人当たり国民所得があつたこととなり、これはフィリピンはじめアジアのいかなる国よりも高いのであります<sup>4)</sup>。

アメリカやイギリスなど、大国中心で進められた対日講和への強い反発が示された発言である。対米従属という基本線のなかで、他のアジアの意向を無視・軽視する——、戦後の日本外交を特徴づけるこうした枠組みが、サンフランシスコ平和条約でも顕著に現れていたのだ<sup>5)</sup>。講和会議でのフィリピン代表の声明は、戦中・戦後と、圧倒的に不利な状況に置かれ

---

4) 外務省（1951）236, 239, 240頁。

5) 戦後日本における対米従属や「アジア外交の不在」の問題については、以下の議論を参照。渡辺（2016）、渡辺・岡田・後藤・二宮（2014）、薬師寺（2003）。

ていた戦争の被害者の声を、象徴するものであったといえよう。

日本の敗戦後、日本軍の戦争犯罪は、極東国際軍事裁判（東京裁判）や、アジア太平洋各地で開催された BC 級戦犯裁判でその一部が追及された。BC 級裁判では5700人にのぼる者が追及され、捕虜虐待や住民虐殺など、彼らが行ったとされる戦争犯罪や、戦争責任が問われている<sup>6)</sup>。フィリピンにおける日本軍の残虐行為についても、東京裁判をはじめ、アメリカとフィリピンが開催した BC 級戦犯裁判でその一部が追及された。（1946年7月4日、フィリピンがアメリカからの独立を宣言したので、マニラで行われていたアメリカの軍事委員会による裁判が、1947年3月28日にフィリピンに移管されていた<sup>7)</sup>。）このうち、フィリピン当局による裁判（フィリピン裁判）によって追及された事件は72件、被告人の数は169人である<sup>8)</sup>。

それでは、フィリピンでの残虐行為の責任を追及された人びとは、戦争や戦犯裁判、そして日本の「戦後」について、いかなる認識を持っていたのであろうか。また、フィリピンの戦争被害を、彼らはどのようにとらえていたのであろうか。本稿の目的は、戦犯とされた人びとによって残された、「遺書」や「事件調査票」（諸資料の詳細については後述する）といった諸資料から、こうした課題を追究することにある。日本の侵略を受けたアジア諸国・諸地域のうち、自らの手で戦争犯罪の追及を行うことができた

---

6) 法務大臣官房司法法制調査部（1973）38頁。なお、東京裁判は欧米諸国の被害を重視し、最大の被害者であったアジアの人びとのそれを無視・軽視するものであった（宇田川（2016a））。また、BC 級戦犯裁判も開催国の多くは欧米諸国であり、アジア諸国・諸地域では、中国（中華民国、中華人民共和国）とフィリピンが辛うじて戦犯裁判を開催できたに過ぎなかった。総じて、対日戦犯裁判は「アジア不在」のなかで展開されたものであった。

7) 東京裁判ハンドブック編集委員会編（1989）、125頁。

8) 法務大臣官房司法法制調査部（1973）38頁。なお、フィリピン裁判に関するアメリカやフィリピンの政策決定などについては、永井（2010、2013）が分析している。

という点で、フィリピンのケースは、「被害者による裁き」や「被害者の声」を、日本側がどのようにとらえたのかを考えるための、貴重な素材を提供する事例となるはずである。また、こうした作業は、戦後日本における戦争責任論や対アジア観など、私たち一人ひとりの歴史認識に、いかなる欠落や問題点があるのかを抉り出してゆく作業でもある。

ところで、筆者は被告人の意識分析は、戦犯裁判研究のなかでも重要な位置を占めると考えている。近年の戦犯裁判研究は、各国での資料公開の影響もあって、連合国側の政策決定文書や裁判記録（公判の速記録、証拠書類など）の検討を中心として展開されている<sup>9)</sup>。これらの研究には、裁判記録などの公文書を用いることによって、「裁判は不当」という「当事者目線」（戦犯目線）の議論を乗り越える——換言すれば戦犯裁判を歴史研究の俎上に載せる——という意義があるように思われる。こうした議論の深化が今後も不可欠である<sup>10)</sup>。

だが、裁かれた側の所感もまた、戦犯裁判や日本の近現代史の重要な一断面である。筆者は、被告人の意識分析は、日本の戦争や戦犯裁判のありようを、リアリティをもって浮かび上がらせることにつながると考えている<sup>11)</sup>。BC級戦犯裁判や裁かれた人びとの声は、「組織の中でどう生きるのか」、「命令とは何か」、「違法な命令を拒否できるのか」といった、今日にも通じる普遍的な問いを、私たちに突きつける<sup>12)</sup>。

なお、筆者はかつて、中国の戦争被害を被告人がどのように認識したのかについて、検討したことがあるが<sup>13)</sup>、本稿は、この続編にあたるもので

9) 林（2005、2010）、戸谷（2015）など。

10) 詳しい戦犯裁判研究の動向については、宇田川（2016b）を参照のこと。

11) 筆者はこうした問題意識に基づきながら、以下のような諸論考を発表してきた。内海・宇田川（2016）、宇田川（2017）など。

12) 内海（2004）183頁。

13) 宇田川（2017）。

ある。読みやすさを優先し、一次資料の引用に際しては、旧漢字を新字体に改めるなど、適宜修正を加えた。〔 〕は筆者による注記を、「／」は改行を示している<sup>14)</sup>。

## 1. 刑死者たちの思索

日本の敗戦後、フィリピンでは日本に対する激しい憎悪が渦巻いていた。怒声を浴びせるなど、現地の人びとは日本人に対する怒りを露わにした<sup>15)</sup>。戦犯裁判を受ける者にも、こうしたフィリピンの人びとの怒りが向けられる。フィリピン裁判で追及されたある戦犯は、「裁判の往復〔裁判所と刑務所の往復〕にも投石されたことが屢々あつた」と、後に法務省の聞き取りで回想している<sup>16)</sup>。裁判で、傍聴人が大声で日本人の悪口を叫ぶので、裁判長が戒めたこともあったという<sup>17)</sup>。

こうしたなか、刑死者は、どのような認識を抱いていたのだろうか。以下では、彼らの思索の一端を、巣鴨遺書編纂会編（1953）『世紀の遺書』（巣鴨遺書編纂会刊行事務所、1984年に講談社から復刻。以下、引用に際しては復刻版を用いる）によって跡付けてみたい。『世紀の遺書』は、戦犯となり刑

---

14) 本稿ではアメリカのマニラ裁判でフィリピンの被害を追及された被告人についても、適宜取り上げている。これは、戦犯がフィリピンの戦争被害をどのようにとらえていたのか、という本稿の問題意識や課題に対応するためである。また、フィリピン裁判でアメリカ人捕虜への虐待を扱ったとみられるケースについても、適宜紹介してゆく。

15) 永井（2013）38-39頁。

16) 「比・マニラ裁判事件番号第五〇号」（1957年2月12日）豊田隈雄『昭和三十二年二月十一日から昭和三十二年二月十三日まで／宇都宮・浦和地方出張調査報告書（戦争裁判関係）』国立公文書館所蔵。豊田隈雄（元海軍大佐）は、戦後、海軍の戦犯裁判対策に従事した人物である。回想録に豊田（1986）がある。

17) 「比・マニラ裁判事件番号第五〇号」（1957年2月12日）。

死した人びとの遺書を取めた書である。取められた遺書の総数は701篇、800頁にも及ぶ大著である<sup>18)</sup>。なお、BC級戦犯裁判での刑死者の総数は934人である<sup>19)</sup>。

#### (1) 裁判への反感と「帝国意識」

刑死者のなかで最も多い反応の一つは、戦犯は日本の敗戦という時代の変化の結果である、というものである。モンテルパで刑死した元陸軍大尉の寺本徳次は、自身の境遇を次のように記す。

此の味気ない淋しい生活、過去の吾れの生活をよく反省させて呉れます。皇国の為死を賭して戦ひ抜き、尽くすも甲斐なく功は罪となり今は裁かれの身の上、世は変転極まりなく、逆に変わり果てたのです<sup>20)</sup>。

かつて「功」とされていたことが、変わり果てた現在の世界にあっては「罪」とされ、自身も裁かれることになった——、これが寺本の思いだったのだろう。

また、「裁判はでたらめ」、「裁判は敗戦の結果」といった声も多い。アメリカのマニラ裁判で追及された、元陸軍伍長の小郷幸男はこう述べる。

裁判所到着翌日起訴状を突き付けられたのだ。起訴内容は悉く比島人の巧妙なる虚偽の証言であつた。余りのでたらめに憤慨と驚きの為

---

18) 『世紀の遺書』の詳細については、内海（2004）、東京裁判ハンドブック編集委員会編（1989）143頁を参照されたい。

19) 林（2005）61頁。

20) 梶鳴遺書編纂会編（1953）594頁。

め全く反駁する気力も消え失せたのだ。又吾等が自己証言に百万言を費しても焼石に水で何等の効果を認めない。戦勝の特権を持つた一方的の裁判であつたのだ。此処にも敗戦が醸しだした人生悲劇の一場面がある<sup>21)</sup>。

起訴された内容は「比島人の巧妙なる虚偽の証言」であったという。「敗戦」によって、「戦勝の特権」を行使する連合国側から追及される——。小郷の所感は、裁かれる原因を日本の敗戦に求めているという点で、先に検討した寺本とも共通している。敗戦の結果裁かれたという感覚は、多くの戦犯が共有する考え方だった。

また、フィリピンのケースで看過してはならないことは、他のアジアに対する優越意識や、「帝国意識」の残存をほのめかす内容が、裁判への反感とともに記される事例があった、ということである<sup>22)</sup>。「裁判と云ふ文明的美名の蔭に一人でも多くいためつけてやろうと云ふ如何にも弱小国家らしい復讐的殺人が、比島国の所謂戦争裁判の実相であります<sup>23)</sup>。こう述べるのは、元陸軍中尉の安部末男である。安部は「裁きの真相」（1948年8月18日付）と題した自身の手記で、フィリピン裁判が復讐裁判であると自身が考える理由を、以下のように説明している。

- 一、裁判に於ける不公正〔中略、検事側の偽証が裁判所で問われなかったことと、検事側が証人を教育していたことを指摘。〕
- 二、比島人は元来ウソを云ふ特質を有して居ること。
- 三、日本軍の協力者が社会的迫害を受けて自己の立場を守る為に偽証

---

21) 同上、603頁。

22) 日本における「帝国意識」については、吉見（1987、2014）に詳しい。

23) 巣鴨遺書編纂会編（1953）592頁。



せざるを得なかつたこと。

四、写真に依るアイデンティファイが主であつて而もその後訊問も調査もなく起訴したこと<sup>24)</sup>。

安部は、これらの理由によって極刑に付されたと説明している。「即ち誰でもかまわない日本人でありさへすれば……目ぼしを付けられたが最後、その人をわけなく絞首刑にすることが出来るのです」、安部はこう遺書に記している<sup>25)</sup>。裁判は復讐であるとする理由の一つが、「比島人は元来ウソを云ふ特質を有して居ること」である。これは、日本で広く定着していた「帝国意識」の一端を、うかがわせる記述である。

三つ目の項目にある、対日協力者の問題も重要な論点である。これは、日本の敗戦後、日本軍占領下のフィリピンで日本に協力していた人びとが、社会で白眼視されるようになったことから、裁判で日本軍に有利となるようなことは証言できず、「偽証」せざるを得ない状況に追い込まれていた、ということ述べているものと考えられる。

「対日協力者と戦犯裁判」、このテーマについては、いまだに十分な研究が行われていない。今後さらなる検討が求められる課題の一つである<sup>26)</sup>。戦犯裁判は、こうした対日協力者の戦争責任をどのように考えるのかという、複雑な問題を内包するものでもあった。

## (2) 賠償と日本の「戦後」をめぐって

裁判に納得できない者が多かった以上、フィリピンへの賠償について消

---

24) 同上。

25) 同上，592-593頁。

26) 対日協力などをしたとされる中国人，いわゆる「漢奸」に関する研究は進んでおり，例えば，劉傑（2000）などの研究がある。

極的な意見を持つ者が出てくるのは当然だった。元憲兵准尉の関森儀道は、次のように記している。

本日のニュースは朝鮮戦線の国連軍が水原附近に於て反撃戦を展開しある旨報じあり。外交問題に於ては比島外相ロムロが対日賠償十億ドルを要求すと発表されあり。其の他ロムロは日本再武装に依る比島の安全脅威に対する保障問題、日本工業力の将来の経済界に及す脅威等に対する保護等に就て米国と会談中なる旨報ぜられあり。比島よ、必要以上の無益なるジエスチユアを止めよ。そは反感と憎悪を招くに過ぎない。汝自身を知れ。汝が所謂基督教国であり其の豪語の如く民主々義国であるならば大いに謙虚たれ。そして日本に対する其の憎悪政策？を棄て基督教国らしく新生せよ<sup>27)</sup>。

戦争で膨大な被害を蒙ったフィリピンの賠償要求が、「必要以上の無益なるジエスチユア」、あるいは、「憎悪政策」——ここには「？」が付されてはいるが——としてとらえられている。

ところで、関森の遺書で特徴的なことは、フィリピン裁判への反発だけでなく、キリスト教関係者への感謝のことばも記していたことである。関森は、「一般比島人の我々に対する憎悪は極めて熾烈なものであつたし今も尚そうだ」と指摘する一方、こうした状況のなかで「キリストイエスの名に於て凡有憎悪を超えて愛と慰めとの手を差し伸べ来たのは教会関係者である」とその所感を記す。自分が戦犯として指名され、死刑を宣告されたことや、「キリスト教国と云はれていた比島人達が神聖なる法廷に於て堂々と偽証」したことにより、キリスト教そのものへの「疑ひの眼」を向

---

27) 巢鴨遺書編集会編 (1953) 579頁。

けた時期があったものの、「キリスト教会」や「YMCA キリスト教関係各学校等」によって「我々に対して為された事は私の認識を更めさせてくれた」とも述べている<sup>28)</sup>。

また、関森は日本の再軍備に関する確固たる考えを持っていた。彼は、日本国憲法の戦争放棄や平和主義の考え方に深く共感していたのである。関森は以下のように記している。

我々は飽迄も此の憲法の明示する処に向つて進むべきであり、再軍備等に関心を与へるべきではない。武力によつて立つ者は武力によつて倒さると言ふ古語さへある。日本国民が武力によつて戦前迄の強大を来したと言ふ事実は往々にして過去の成果の回復を願はしむる傾きさへ見られる事は誠に遺憾である。〔中略〕新憲法の宣言する徹底的平和は世界と人類との進む理想的方向を指示せる点に於て我々が全力を挙げて護持すべきものである<sup>29)</sup>。

「我々は新憲法の上に日本の積極的建設と根本的更新を打建てるべく凡有努力を傾注する事の外、日本の進むべき道の無い事を銘記すべきである」というのが、関森の基本的な考え方だった<sup>30)</sup>。上記の引用以外にも「対日講和の速かなることは双手を挙げ賛成するものであるが再武装問題等に我々は軽々に耳を藉してよいであらうか」、「再武装が直に考へられ、憲法に於て世界に明示した戦争放棄、軍備の撤廃を無効にする事が日本の進むべき道であらうか」といった疑問も記している<sup>31)</sup>。

---

28) 同上、576頁。

29) 同上、577頁。

30) 同上。

31) 同上、577-578頁。

関森のこうした考えには、彼自身の「戦犯」という経験が大きな影響を与えていたようである。関森は自身の置かれた立場についてこう述べる。いわく、「恐らく世界で一番戦争を拒否する者戦争をのろう者にして戦犯者に勝る者はそう多くはないであらうことを確信する」と<sup>32)</sup>。裁判や戦犯という経験を経て、「反戦」や「平和主義」の考え方が形成されてゆく――、関森の所感はこうした思索のプロセスの一端を示すものであるように思われる。

また、関森の考えに影響を与えていたもう一つの要因として、キリスト教関係者への感謝の気持ちや、キリスト教そのものへの関心の高さを挙げることもできるかもしれない。関森は獄中記を記すなか、各日の記述を終える際、「本日の聖句」という項目を設け、「マタイ伝」等について言及している<sup>33)</sup>。「ミス、ミウリエル、シスター姉」が、2時間余りにわたって関森らと会見した際には、「真の基督教者の言として深く私の心を打つた」という<sup>34)</sup>。フィリピンで、キリスト教関係者による戦犯への支援や、フィリピン政府への減刑要請が行われていたことはよく知られている<sup>35)</sup>。こうしたキリスト教関係者の支援や、キリスト教への関心が、「平和主義」を考える、一つのきっかけとなっていたのかもしれない。

### (3) 戦争犯罪、軍事裁判とは何か

刑死者の遺書には、「任務を遂行したに過ぎないのに裁判で裁かれた」といった声が多数記されている。

アメリカのマニラ裁判で追及された、中村武男元憲兵少佐はこう述べ

---

32) 同上、578頁。

33) 同上、575-579頁。

34) 同上、578頁。

35) この点については、永井（2013）に詳しい。

る。「自己の職務上日本の敵たる比人ゲリラ隊員を取調べ処分致しました。日本が敗戦となつた故武男の行為は犯罪となるのでせう。然し武男は命令に基き自分の任務を遂行したのみで何も悪い事はしたとは思つて居ません」。中村にとって、追及された問題は「正当行為」に他ならない内容だった<sup>36)</sup>。

上官の命令に従って行ったことが、後に追及された、という声もある。1946年5月31日、マニラで刑死した向井加賀次郎元海軍少尉は、次のように振り返る。

私の罪状は新聞等で御存じだと思いますが大略申上ますと、昨年五月九日ミンダナオ島ダバオに於て私が小隊長として中隊長の命を受け、私の陣地附近に在住する比島人約六十名を反軍者として部下を率ゐる処断したもので、其の中逃亡せし三名が私の顔を知つてゐて告訴されたものです。中隊長と私が一緒に裁判されれば助かつたかも知りませんが、私が一番先に現地指揮官として裁判されたので駄目でした<sup>37)</sup>。

なぜこれが戦争犯罪なのか、なぜ戦犯になったのか——、「遺書」からは戦犯たちが抱えていた「不満」が浮かび上がる。「戦争犯罪人」、「戦犯」という表現ではなく、自分たちの置かれた境遇を「捕虜」という用語で表現した者もあった<sup>38)</sup>。

36) 巣鴨遺書編集会編（1953）585頁。

37) 同上，591頁。

38) 元陸軍中尉の陣内起也は、「私も外地で八年目PWになつて六度目独房に入つて三度目の正月でございました」と記している（同上，613頁）。「PW」とは、「prisoner of war」、すなわち捕虜を意味する。

こうした戦犯たちの戸惑いや疑問は、日本軍の構造的な問題とも深く関係していたと考えられる。何が国際法で禁止されているのか、どのような行為が追及される可能性があるのか、明文化された規程があるのか否かを問わず、何が非人道的な行為にあたるのか。これらの重大な論点が、日本軍の教育では軽視・無視されていたのである<sup>39)</sup>。戦後、法務省のインタビューのなかで、畑俊六（元陸軍大臣、支那派遣軍総司令官）は、日本軍による残虐行為が広範に行われてしまった原因の一つとして、「国際法教育の不足」を挙げている<sup>40)</sup>。戦争で何が「残虐行為」とされ得るのか、その判断の基準を十分に教えられないまま、多くの将兵がアジア太平洋戦争に動員されていたのである。

また、「軍事裁判とは何か」が、日本軍で十分に教育されていなかった可能性も考慮する必要があるだろう。軍事裁判とは通常想定されるような国内の裁判とは大きく異なり、元来「一方的」なものであった。すなわち、軍事裁判の目的は、人権を守るのではなく、軍の秩序を維持することである<sup>41)</sup>。そもそも「公平な軍事裁判」を探すことの方が難しい。

こうした日本軍における諸問題を想定するならば、本節や「裁判への反感と「帝国意識」」の節で触れたような戦犯の不満や戸惑いが生じたのは、ある意味では当然だといえよう。彼らの声は、日本軍、ひいては日本の戦争の一断面を照らし出すものでもあった。

---

39) 日本軍における国際法認識や捕虜政策については、内海（2005）を参照。

40) 法務大臣官房司法法制調査部（1958年11月14日）「元元帥陸軍大将畑俊六氏よりの聴取書（第二回）」『聴取書綴』国立公文書館所蔵。なお、本稿で用いた国立公文書館所蔵資料は、法務省司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係資料』に収められている。

41) なお、軍事裁判所と軍事法制については、豊下・古関（2014）が、自民党の憲法「改正」草案との関連で解説を加えているので参照されたい。

## 2. 生き残った人びとと裁き——「事件調査票」の分析から

それでは、有期刑や無期刑になった人びとは、どのような見方をしていたのだろうか。次に、この問題について検討しよう。ここでは、『BC級戦争裁判事件調査票』（国立公文書館所蔵）を手掛かりとしながら検討を進めてみたい。「調査票」は、1953年に「戦犯釈放特使」派遣を求める声に応じて、日本弁護士会内の「戦犯釈放特別委員会」の求めによって服役者による作成が開始された資料である<sup>42)</sup>。

この資料は、各服役者の起訴内容、事件の内容（裁判で追及された事件の実態）、弁護手順、裁判への所見などの項目が設けられている。各事件の実態に詳しく言及した「調査票」も含まれているので、戦犯裁判研究のみならず、戦争犯罪研究でも用いることのできる資料である。

今回分析対象としたのは、フィリピン裁判を経験した39人の人びとが記した「調査票」である<sup>43)</sup>。法務省の調査によれば、フィリピン裁判の結果は、死刑（17人）、無期刑（87人）、有期刑（27人）、無罪（11人）、その他（控訴棄却、死亡など。27人）である<sup>44)</sup>。39人の「調査票」で彼らの意識の全容を描くのは困難だが、現在使用できる資料のなかで、最も体系的に残された資料群である。

42) 法務省司法法制調査部（年不明）『BC級戦争裁判事件調査票・英国』国立公文書館所蔵。「調査票」の全体像やフィリピン以外のケースを扱った「調査票」については、宇田川（2012, 2017）、内海・宇田川（2016）の諸論考を参照のこと。

43) これらの「調査票」は、法務省司法法制調査部（年不明）『BC級戦争裁判事件調査票・比・仏国』（国立公文書館所蔵）に収められている。（以下、簿冊名と所蔵元の表記は省略する。）なお、「調査票」の氏名欄には公文書館側の黒塗りが付されているので、以下では氏名の代わりとして、「調査票」に記されている記入者の事件当時の階級を記す。

44) 法務大臣官房司法法制調査部（1973）38頁。

### (1) 裁判の受け止め方

「調査票」でも、裁判への否定的な見方をつづる者は多い。フィリピン裁判で住民殺害の責任を問われた元主計大尉は、「調査票」の「所謂『戦犯者』としての申立事項及意見」の項目に以下のように書きつける。

戦斗中の逼迫した事情下の事件を戦後何年も経た平和な事情下で平和時の観念を以て裁判をするとところに大きな矛盾があり、而も裁判を一種の遊戯スポーツと考へる比島では検事側の証言は殆ど各ケース共検事の作文であり全く事実に反する不公正な裁判といへる<sup>45)</sup>。

平時の考え方で、戦時の問題を扱うのはおかしい、という見解である。裁判の不公平さを批判する者は多く、他にも「虚言を奔した検事側の証人の証言を無効にする弁護士側の証人の証言を裁判長が採り上げない事が屢々あつた」（元憲兵大尉）という証言もある<sup>46)</sup>。

一方、裁判への反感を記しつつも、事件の存在自体は認めるというケースもあった。非戦闘員への拷問・虐待の責任を問われた、元憲兵隊通訳は次のように回想する。「検事側の主張は誇張されたきらいは有つたが、事件そのものは私が軍属として右記憲兵隊に勤務中発生せるものである」、「当時の比軍軍事裁判のやりくちは正に復讐的」であつた<sup>47)</sup>。なお、この元通訳は、「事件そのものは発生しているし例へ起訴項目の事件に関係なくも事実拷問には取調べの際タッチして居り仕方なしと諦めている」とも

45) 元主計大尉（1956年12月）「戦争裁判事件調査票」。

46) 元憲兵大尉（年不明）「戦争裁判事件調査票」。調査票の欄外にある書き込みによれば、この「調査票」を法務省が受領したのは、1957年1月28日である。以下、作成時期が記載されていない「調査票」については、資料の欄外に記載された法務省側の受領年月日を併記する。

47) 元憲兵隊通訳（1956年10月）「戦争裁判事件調査票」。



書いている<sup>48)</sup>。裁判で誇張された部分もあるが、追及されるような行為は確かにあった——、「諦め」の気持ちを多分に含んでの議論だが、裁判の判決や内容を全面否定するような議論とは距離のある見方である。

また、かなり少数ではあるが、裁判を冷静に解釈することを求める者も存在していた。ある元陸軍中尉は、フィリピン住民の拷問・殺害を理由に起訴されたが、以下のような見解を「調査票」に記している。

今日、無事帰国釈放されてみれば、別にとやかく言う事はない。外に戦場で亡くなつた戦友、刑場に露と消えていった同僚を思へば尚更である。

ただ「戦犯」の真相を否その「裁判」の真相はもつと冷静に批判されるべきだと思う。単に「勝者の敗者に対する報復」というだけでなくもつと深刻に批判し、かつ自らも反省する事である<sup>49)</sup>。

「調査票」によれば、この元陸軍中尉が判決を言い渡されたのは、1948年1月である。裁判から9年近く経過した時点での「調査票」提出だった。彼の議論は、単なる裁判否定論を超えて、勝者と敗者双方の問題を視野に収めている点に特徴がある。特に、自らも「反省」する必要があるという視点は、極めて貴重なものだった。9年という月日のなかで、元中尉がいかなる思索を続けていたのか。戦犯の釈放後の動向を含めた検討が今後求められる。

なお、フィリピンへの批判を書いた者が多かった反面、ごく少数ながら彼らへの称賛の声を記した者もあった。ある元少将は、「裁判ニ当ツタ比

---

48) 同上。

49) 元陸軍中尉（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省の受領年月日は、1956年12月19日。

島ノ官憲ハ皆立派ナ紳士」だったと書いている<sup>50)</sup>。

「調査票」からは、少しずつではあるが、戦犯が単純な裁判否定論に必ずしも収斂されない、自らの裁判観を形成してゆくケースがあったことを、改めて確認することができる。

## (2) 「調査票」にみる日本の戦争と日本軍

「調査票」には、戦犯自身の経験に根差した「日本の戦争」の一断面が語られている。

フィリピン裁判の関係者による「調査票」で度々言及されているのが、フィリピンのゲリラについてである。例えば、ある元陸軍憲兵准尉は、「悪質なゲリラ隊員を処刑したことは事実であり、当時軍法会ギは受けなかつた」との回想を記している<sup>51)</sup>。

他にも、ゲリラが集団で日本軍に抵抗してくるため、兵団長が隷下の部隊長に対して、「ゲリラ隊掃討を徹底的に実施するよう示達」し、連日「掃討」が行われていたという証言もある。この証言によれば、「ゲリラ隊員であつたこれ等の者」は、討伐隊によって「処分されたものと思はれる」とのことである。この「調査票」を記した元憲兵少尉は、「当時は男は全員ゲリラ隊であつた」とも記している<sup>52)</sup>。なお、ある元陸軍憲兵中佐によれば、「『嚴重処分』とは殺害を意味するは当時も慣例であつた」とのことである<sup>53)</sup>。

50) 元少将（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省の受領年月日は、1956年12月18日。

51) 元憲兵准尉（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省受付年月日は、1957年1月17日。

52) 元憲兵少尉（1958年3月20日）「戦争裁判事件調査票」。

53) 元憲兵中佐（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省受付年月日は、1956年12月25日。

また、日本軍の捕虜取り扱いに関して詳しく言及している「調査票」もある。捕虜収容所長として、捕虜の虐待や酷使などについて追及された元陸軍大尉は、以下のような記述を「調査票」に残している。

虐待事件もなきも疲労せる俘虜を作業に使役せざるを得ざりし時期は虐待と誤認せられても止むなし〔中略〕

軍の俘虜に対する処置は極めて無為放任にして某主計中尉（召集）の如きは給与の不足を督促するに答へて「俘虜は皆死ねばよいですよ」と当時の米軍に対する憎悪の感情は全軍同様なりしならん<sup>54)</sup>

日本軍による捕虜虐待の凄まじさは、多くの先行研究が既に指摘しているところである<sup>55)</sup>。この証言は、特に日本軍の捕虜に対する認識が顕著に示されており興味深い。「無為放任」、「俘虜は皆死ねばよいですよ」との文言は、当時の日本軍に存在した「空気」の一端を生々しく伝えている。

かつての上官への反感が記されたケースについてもみておこう。ある元軍属（通訳）は、裁判で責任逃れをした上官についてこう書きつける。

上官の命令で部下がその命令を遂行したのにも拘らず上官達は絞首刑を恐れ、そのため上官と部下の間に絶へず見悪い口論が繰返えされた。又一上官は死刑から逃んとして狂人を装うのに<sup>マ</sup><sup>マ</sup>県命であつた。職業軍人たる者が斯様な事を弁護士の前で平気で行ったため、弁護士はこの様では弁護は出来ないと言つた。〔中略〕

軍隊における「上官の命令は絶対に服従」と言う言葉があつたが、上官たる者が裁判になると上官の命令に服従した部下の事を顧みず自

54) 元陸軍大尉（1961年8月15日）「戦争裁判に関する調査票」。

55) 内海（2005）など。

分だけが死刑から逃れんがために<sup>マ</sup> <sup>ス</sup> 梟命でした。斯様な職業軍人の上官達が現在恩給を受けるとは私にとって不可解です<sup>56)</sup>

この元軍属は、16歳の時に徴用されて通訳となり、事件当時は18歳であったという<sup>57)</sup>。日本軍のなかでも末端に位置する彼は、「上官の命令は絶対」だとしていた職業軍人たちが、戦後の戦犯裁判で責任逃れをする姿を目の当たりにした。「日本軍における命令とは何か」、「日本軍における命令者の責任とは何か」。この証言からは、こうした重要な論点が浮かび上がる。裁判は、かつて権威を振りかざした職業軍人たちについて、人びとが再考を迫られる場でもあった。

### (3) 日本国家、社会への視線

戦争犯罪や戦犯にされたことについて、日本という国家の責任を問う議論も出されていた。すでに言及した、軍法会議について証言していた元憲兵准尉もその一人である。いわく、「戦争犯罪があるとするならその責任は国家が負ふ可きもので個人の罪でない従つて私等の如き下級者に負担して居るのは迷惑である」と<sup>58)</sup>。この見解は、自身を含めて、軍隊の下級者の戦争責任を免責したいという意図を基調としたものようだが、国家の責任を視野に入れて行論している点で、貴重な視座を含んだものだった。

一方、自分たちを戦争に動員したことへの責任を追及する者も現れていた。フィリピン裁判で殺人などの責任を問われた元海軍中尉は、「調査票」に以下のように記している。

56) 元軍属（通訳）（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省の受領年月日は、1956年12月18日。

57) 同上。

58) 元憲兵准尉（年不明）「戦争裁判事件調査票」。

過ぎ去つた事を究明しても如何とも出来ない。敗戦後の弱体日本では止むを得なかつたと思ひ諦めざるを得ない。

然し戦争にかりたてた政府がその一人一に何等の処置もせず日陰にうずもれてゐるのを見て知らぬ顔をしてゐるのは憤怒にたへない。特に処刑された〔戦犯の〕家族の心境を□□に考へるべきです<sup>59)</sup>。〔□は判読不能箇所。以下同様。〕

これは、戦争に動員した日本政府の責任を指摘するものだった。敗戦という状況下で裁かれたことは諦めるほかない。だが、自分たちを動員しておきながら、そのままにしている日本政府は許しがたい——、元海軍中尉の怒りが記された内容である。

国家に止まらず、日本社会や「日本国民」への疑問の声を投げかける者もわずかだが存在する。住民殺害について追及されたある元海軍少佐は、自身の見解をこう書きつける。

戦犯及戦犯者に対する国家及国民又は社会は、極く一部を除いては、全く関心もなく、理解も同情ありません。敢て、我々は犠牲者とは思はないにしても戦犯者の社会的にマイナスである事を補ふ為に国家として何等かの補償を更に強化して頂きたいと思います。日本が独立してゐる今日、巣鴨拘置所など速やかに解放すべきと思ひます<sup>60)</sup>。

次節でも関連する証言が登場するが、生き残つた戦犯にとって、釈放後

---

59) 元海軍中尉（年不明）「戦争裁判事件調査票」。法務省の受領年月日は、1957年1月21日。

60) 元海軍少佐（1956年12月）「戦争裁判事件調査票」。

の生活をめぐる問題は深刻だった。再就職や生計の維持は彼らにとって喫緊の課題となっていたのである。こうした困難な状況であるにも拘わらず、「国家」、「国民」、「社会」の関心が低い。元海軍少佐の証言からは、一部の戦犯に戦争責任を負わせ、自らの責任を省察することなく、「戦後社会」を生きようとする日本国家と社会の姿が浮かび上がる。元海軍少佐の不満は、最終的には補償強化の要求に結びつくことになった。

以上のように、元戦犯の議論には、日本という国家や社会のありようを視野に収めたものも含まれていた。だが、ここで看過してはならないことは、彼らの議論がもっぱら戦犯や遺家族を対象としたものであり、フィリピンや他のアジアの人びとに対する戦争責任の問題は完全に欠落していた、ということである。日本国家、社会、民衆、そして戦犯の対アジア責任をめぐる問題は、彼らの議論から抜け落ちていたのである。

#### (4) 国家による補償の要求とフィリピンへの賠償をめぐって

深刻な生活苦もあり、彼らへの補償を求める声は高まっていた。「調査票」では、困窮する生活や、政府への補償要求を具体的に記したケースも目立つ。例えば、ある元憲兵軍曹は、家族の状況や就職難についてこう記している。

被收容中ノ心身共ノ苦痛ハ言語ニ絶スルモノガアリ、留守中ニ於ケル家庭ノ波乱ト戦后十年間ノ空白ハ内地ニ帰国シテモ容易ニ取□シ得ズ。就職難ノ今日、安定セル生活モ出来ヌ始末デアル〔中略〕現在ノ不遇ニ在ル者トシテ何等カノ方法ヲ服役中ノ補償ヲシテ貫ヒ度イモノデアル<sup>61)</sup>。

61) 元憲兵軍曹（1956年12月）「戦争裁判事件調査票」。

こうした意見は多くの戦犯に共有されたものだった。ある元陸軍准尉は次のような所見を残している。戦犯とされた8年間の「犠牲」は、経済問題、子どもの教育など、筆舌に表現できないほどに大きなものである。こうした状況は今なお影響しており、「四苦八苦の生活」である。何とかしてこの「拘留期間」を恩給年限の不足分に加算してもらえよう取り計らってほしい<sup>62)</sup>。元陸軍准尉は以上のように述べている。戦犯たちにとって、日々の生活の問題は深刻だった。

一方、フィリピンに対する賠償については、否定的な見方が現れつつあった。フィリピン裁判で、フィリピン住民の拷問・虐待の責任を追及されたある憲兵准尉は、以下のような意見を述べている。

服役期間（未決拘留を含む）の補償は当然行はれるべきであるし 又 対比賠償の関係においても無実の受刑者に対する考慮が全然払はれてゐないのは残念である。／この点賠償締結の責任者である政府に於て 受刑者への補償をなすべきだと確信する<sup>63)</sup>。

「無実の受刑者に対する考慮が全然払はれてゐない」とは、具体的にはどのような事実を指しているのか、「調査票」には記されていない。無実の者まで裁判で追及されたのだから、賠償など必要ないという考え（いわば「賠償不要論」）なのか、あるいは、賠償を行うにしてもできる限り少額にすべきであるという考え（いわば「賠償軽減論」）なのか、その真意は判然としない。この元憲兵准尉は、「事件に実際関係の無かつた私が受刑せねばならなかつた事は納得出来ない」と書いているので<sup>64)</sup>、日本が賠償を

---

62) 元陸軍准尉（1956年12月）「戦争裁判事件調査票」。

63) 元憲兵准尉（1956年）「戦争裁判事件調査票」。

64) 同上。

行えば、無実の者を裁いた裁判の正当性を認めることになってしまう、という想いがあったのかもしれない。

## おわりに

最後に、本稿で明らかとなった内容をまとめておこう。

第1に、単なる裁判の全面否定論とは一線を画した議論が、少数ではあるが提示されていた。「裁判は一方的だった」という拒否感を記す者が多かった一方で、裁判を「冷静」に考え、自らも「反省」が必要であるとする者が現れていたのである。

第2は、日本国憲法に体现された「平和主義」を積極的に評価し、日本の再軍備を批判する議論が存在していた、ということである。こうした議論は、彼ら自身が経験した「戦犯」という経験に裏打ちされるものであったと考えられる。

第3に、彼らの言説は、日本軍という組織のなかに存在した「空気」——捕虜を蔑視する見方など、国際社会の常識とは乖離した考え方が当然視された空間——を改めて浮かび上がらせるものであった。日本軍で教育された戦犯は、いわば戦争裁判で初めて「国際社会の基準」を突き付けられた状態だった。「なぜこの行為が裁かれるのか」という、彼らの裁判への拒否感は、こうした日本軍の構造的な問題と併せて解釈される必要がある。

また、裁判が日本軍の「組織」について、人びとに再考を迫る場となるケースがあった、ということも重要である。戦前・戦中と絶対化されていた上官の権威が、戦後の戦犯裁判のなかで鋭く問い直される場面も存在していたのである。

しかし、フィリピンの子供の被害者の視点や「痛み」と、どこまで彼らが接点を持つことができたのか、という問題については、重大な課題が残されて



いた。第4は、フィリピンに対する戦争責任についての考察が、彼らの議論からは事実上欠落していたということである。彼らの議論では、人びとを戦争に動員した日本国家や、戦犯の問題に無関心な社会への批判的な視座がかなりの程度共有されていた。だが、この議論が主な対象としているのは、「対アジア責任」や「戦争責任」ではなく、日本政府の戦犯に対する、いわば「生活保障責任」だった<sup>65)</sup>。戦犯の「生活保障」が盛んに議論されていた反面、フィリピンへの賠償については否定的な見方が出されている。また、「帝国意識」の残存をほのめかす記述があったことも見逃せない<sup>66)</sup>。

「被害者の視点」を十分に視野に入れぬまま、「戦後」が動き出してゆく——、彼らの議論は、そうした日本社会のありようの一端を、よく示しているように思われる。

#### 参考文献

- 宇田川幸大（2012）「戦犯の『戦後』—戦犯の戦争責任観・戦争観・戦後社会観—」『戦争責任研究』第78号，22-31頁。
- 宇田川幸大（2016a）「序列化された戦争被害—東京裁判の審理と『アジア』」『年報・日本現代史』第21号，69-103頁。
- 宇田川幸大（2016b）「戦犯裁判研究の現在」『歴史評論』第799号，59-68頁。
- 宇田川幸大（2017）「戦争犯罪裁判と被告人—戦犯と中国の戦争被害」『商学論纂』第58巻第5・6号，1-28頁。
- 内海愛子（2004）『スガモブリズン—戦犯たちの平和運動』吉川弘文館。
- 内海愛子（2005）『日本軍の捕虜政策』青木書店。
- 内海愛子（2010）『戦後補償から考える日本とアジア』第2版，山川出版社。
- 内海愛子（2015）『朝鮮人BC級戦犯の記録』岩波書店。
- 内海愛子・宇田川幸大（2016）「戦争と裁き—オーストラリア裁判と被告人」『大阪

65) この点については、宇田川・内海（2016）も参照のこと。

66) なお今回の検討では、天皇・天皇制に関する戦犯の議論を見出すことができなかった。

- 経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第13号，大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター，2-8頁。
- 大沼保昭（1975）『戦争責任論序説—「平和に対する罪」の形成過程におけるイデオロギー性と拘束性』東京大学出版会。
- 外務省（1951）『サン・フランシスコ会議議事録』。
- 巢鴨遺書編纂会編（1953）『世紀の遺書』巢鴨遺書編纂会刊行事務所。（1984年に講談社から復刻版。）
- 鶴見和子（1968）『極東国際軍事裁判—旧日本軍人の非転向と転向』『思想』第530号。
- 東京裁判ハンドブック編集委員会編（1989）『東京裁判ハンドブック』青木書店。
- 戸谷由麻（2008）『東京裁判—第二次大戦後の法と正義の追求』みすず書房。
- 戸谷由麻（2015）『不確かな正義—BC級戦犯裁判の軌跡』岩波書店。
- 豊下橋彦・古関彰一（2014）『集团的自衛権と安全保障』岩波書店。
- 豊田隈雄『昭和三十二年二月十一日から昭和三十二年二月十三日まで／宇都宮・浦和地方出張調査報告書（戦争裁判関係）』国立公文書館所蔵。
- 豊田隈雄（1986）『戦争裁判余録』泰生社。
- 永井均（2010）『フィリピンと対日戦犯裁判—1945-1953年』岩波書店。
- 永井均（2013）『フィリピンBC級戦犯裁判』講談社。
- 法務省司法法制調査部『BC級戦争裁判事件調査票・英国』同調査部，国立公文書館所蔵。
- 法務省司法法制調査部『聴取書綴』同調査部，国立公文書館所蔵。
- 法務省司法法制調査部『BC級戦争裁判事件調査票・比・仏国』同調査部，国立公文書館所蔵。
- 法務大臣官房司法法制調査部（1973）『戦争犯罪裁判概史要』。
- 林博史（2005）『BC級戦犯裁判』岩波書店。
- 林博史（2010）『戦犯裁判の研究—戦犯裁判政策の形成から東京裁判・BC級裁判まで』勉誠出版。
- 日暮吉延（2002）『東京裁判の国際関係—国際政治における権力と規範』木鐸社。
- 日暮吉延（2008）『東京裁判』講談社。
- 薬師寺克行（2003）『外務省—外交力強化への道』岩波書店。
- 吉見義明（1987）『草の根のファシズム—日本民衆の戦争体験』東京大学出版会。
- 吉見義明（2014）『焼跡からのデモクラシー—草の根の占領期体験』上・下，岩波書店。
- 劉傑（2000）『漢奸裁判—対日協力者を襲った運命』中央公論新社。
- 歴史教育者協議会編，大日方純夫・山田朗・早川紀代・石山久男著（2012）『日本

社会の歴史 下』大月書店。

渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美（2014）『〈大国〉への執念—安倍政権と日本の危機』大月書店。

渡辺治（2016）『現代史の中の安倍政権—憲法・戦争法をめぐる攻防』かもがわ出版。